令和８年度茨城県在宅医療を推進する取組支援事業費補助金交付要項

（趣旨）

第１条　知事は、「令和８年度茨城県在宅医療を推進する取組支援事業実施要項」に基づき、郡市医師会等が行う、在宅医療における地域で支え合う体制強化経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第２条　補助対象事業、補助対象者、補助基準額及び補助率、補助対象経費は、別表のとおりとする。

２　この補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の金額に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）を知事が指示する日までに、提出しなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第４条　知事は、補助金交付申請書の内容の審査を行い、予算の範囲内で本事業を実施しようとする者へ、補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知を行うものとする。予算を超える申請があった時は、郡市医師会からの申請を優先し、在宅医療に必要な連携を担う拠点からの申請については、申請があった郡市医師会管内の拠点を除き、補助対象事業の取組の数が多い申請を優先する。

（補助金の変更申請等）

第５条　第４条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助の追加（減額）交付申請を行う場合には、補助金追加（減額）交付申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請に係る補助金の追加又は減額の交付決定の通知は、補助金追加（減額）交付決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（補助事業の内容変更等）

第６条　補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の 20 パーセント以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

（補助事業の中止等）

第７条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときには、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（概算払）
第８条　知事は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。
２　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した概算払申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）
第９条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和９年３月 31 日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第６号）及びその写しを、知事に提出しなければならない。
２　前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第 404 号）様式第 86 号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）
第 10 条　補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第７号）により行うものとする。

（消費税仕入控除税額の納付）
第 11 条　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（様式第８号）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、この場合において、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（証拠書類の保存）
第 12 条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、これを事業完了の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（財産の処分の制限）
第 13 条　補助事業者が、基金事業により取得した価格が 30 万円以上の機器、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（申請の取り下げ期間）
第 14 条　茨城県補助金等交付規則第８条第１項の知事の定める期間は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から 14 日以内とする。

付　則
この要項は、令和８年１０月５日に施行し、令和８年４月１日から適用する。

―（別―表）

補助対象事業	補助対象者	補助基準額 及び補助率	補助基準額 及び補助率
1　在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を行うための、地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議の開催 2　在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有 3　在宅医療に関する地域住民への普及啓発 4　その他、在宅医療における地域で支え合う体制の強化に係る取組	・郡市医師会 ・在宅医療に必要な連携を担う拠点（茨城県保健医療計画に位置づけ、ホームページに記載）	【補助基準額】 200 千円 【補助率】 10/10	本事業の実施に必要な経費 人件費、会議費、研修費、普及啓発費、体制強化費 ※なお、各費目の経費の内訳については、別紙のとおりとする。

注）1　補助対象者は、20 箇所程度とし、多数の場合は選定を行う。
注）2　補助対象経費については、1から4の取り組みを実施するための経費とする。

（別紙）

費　　目	経費の内訳
人　件　費	○補助対象事業に係る実施機関職員への手当（当該事業に係る人件費を按分） ・報酬
会　議　費	○地域の医療関係者等による会議開催に係る経費 ・出席者に対する報償費、旅費 ・資料作成に係る印刷製本費 ・開催通知等に係る通信運搬費 ・会場使用料、機器類の賃借料
研　修　費	○医療関係者等への研修実施や情報共有に係る経費 ・講師に対する報償費、旅費 ・資料作成に係る印刷製本費 ・開催通知等に係る通信運搬費 ・会場使用料、機器類の賃借料
普及啓発費	○地域住民への普及啓発に係る経費 ・講師に対する報償費、旅費 ・資料作成に係る印刷製本費 ・開催通知等に係る通信運搬費 ・会場使用料、機器類の賃借料 ・広報周知用パンフレット等作成に係る印刷製本費
体制強化費	○地域で支え合う体制強化に係る取組に必要な経費 ・消耗品費、旅費、委託料、備品購入費(10 万円以上) ※委託料：専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した際の経費 ・その他、県と協議し、必要と認められた経費

【対象にならない主な経費】

ア　診療報酬において算定されている経費

イ　他の国庫補助金、県補助金の対象となっている経費

ウ　事務室の賃借料、光熱水費等事業の実施に直接必要とされない施設、団体の経常的な管理運営経費

エ　土地の測量、購入、建物の購入、新築、増築、改築、設備の購入等に要する経費

オ　飲食代などの食糧費。なお、旅費、報償費、報酬費などの取組に係る経費については、郡市医師会等の規定に準じて取り扱うこと。

カ　パソコン、タブレット等の汎用性の高い備品の購入費

キ　預金等への積み立てに要する経費

ク　その他本事業の目的に照らし適当でないと認める経費